

学校いじめ防止基本方針

平成29年9月1日改定

観音寺市立大野原中学校

1 基本姿勢

本方針は、平成25年9月、国が定めた「いじめ防止対策推進法」及び、地方公共団体が定める「地方いじめ防止基本方針」に準拠する。また、全教職員で全ての教育活動を通じて豊かな心の育成を図り、いじめを早期発見する措置や発見後の対応などについて校内体制の充実を図ることを旨とする。

2 いじめ防止に向けた取り組み

(1) 生徒の心を育てる

- ① 道徳の授業を中核にした全ての教育活動を通じ、人権・同和教育及び体験活動等を充実させることによって生徒の豊かな情操と道徳心を培い、いじめを生まない土壌づくりに努める。
- ② 生徒会活動・学級活動を通して自尊感情を育成し、自分だけでなく周りの人も大切に思う心を育てる。

(2) 学校の組織力を生かす

- ① 全教職員が常に報告・連絡・相談を意識しながら教育活動にあたり、学年団を中心に生徒一人一人の状況を把握し対応する。
- ② いじめの兆候の有無にかかわらず、教職員は常に危機意識をもち連携して生徒指導にあたる。
- ③ 特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ④ いじめ防止についての指針を明確にするために、「いじめ防止対策委員会」を設置し定期的に委員会を開催する。
- ⑤ 教育相談担当者やスクールカウンセラーを中心とした、生徒及び教職員・保護者対象の相談など、相談体制の充実を図る。また、市教委・警察など関係機関との連携を密にし情報収集にあたる。

(3) 教職員の指導力を磨く

- ① いじめ防止への意欲向上、道徳の授業力向上、教職員自身の人権感覚を磨き、教育相談の充実、生徒理解の一層の向上等、校内研修や職員会・学年団会などを通じて指導力の向上を図る。
- ② 学習指導の工夫と改善による「分かる授業」の徹底により、生徒の心の安定を図る。
- ③ インターネット上のいじめについての教職員研修を継続し、現状や最新の対処法などについて理解・習得し、計画的かつ即応的な生徒や保護者啓発に取り組む。

3 いじめ早期発見のための取り組み

(1) 生徒に対して

- ① 全生徒を対象に、いじめ・被害アンケートを定期的実施する。
- ② 全生徒に対して定期テスト発表中などに、学級担任による教育相談をしたり、教育相談担当者やスクールカウンセラーにより適時にカウンセリングをしたりするなど、相談体制の充実を図る。
- ③ 休み時間や放課後に、教職員と生徒がふれあう時間を確保する。また、部活動の時間にはできる限り生徒と活動する。
- ④ 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

(2) 保護者に対して

- ① 学校通信や学年通信・学級通信に、いじめ防止の取り組みやいじめ早期発見の手立て等を掲載して啓発する。また、道徳・人権だより、スクールカウンセラーからのお知らせ等も発行する。
- ② 保護者を対象に「相談窓口」を開設し、生徒指導担当や教頭・スクールカウンセラーなどが対応でき

るようにし、相談しやすい環境をつくる。

- ③ 学級活動や部活動を通じて、保護者とのつながりを太くし、PTA活動を活性化させることにより信頼関係を広げる。

4 緊急・早期対応マニュアル

事件・事故の発生

緊急対応！ ※いじめがあるかもしれないという意識をもって



※把握したその日の内に

事実関係の把握

- ※担任、学年主任等、複数で対応
- ・ 事実確認のスピード
(当事者+複数の生徒から)
 - ・ 報告・連絡・相談のスピード
生指→教頭→校長
 - ・ 対応のスピード
(家庭訪問が基本)



いじめ防止対策委員会 (いじめの認否判断を行う)
(管理職・生指主事・教務・学年生指担当・養護教諭・SC・その他関係職員)

指導方針の確認



全て迅速な対応

被害生徒への支援 ←
その保護者への支援

支援・指導・助言

→ 加害生徒への指導
その保護者への助言



学級(学校)全体への指導

※適切な記録と教育委員会へ報告

※重大事案 (医師の診断を受けたり、生徒が登校できなくなったりしているような場合) は、警察や児童相談所へ報告

5 対応時の留意点

《これだけはしてはいけない》

- ☆ いじめられた生徒に対し「君にも原因がある」とか「頑張れ」などという指導や安易な励まし。
- ☆ 保護者からの訴えに対して、「うちのクラスにいじめはない」「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などという安易な発言。
- ☆ 電話だけの簡単な対応。

6 いじめの解消

単に謝罪をもって解消ではなく、次の2つの条件をもって一区切りとする。しかし、再発の可能性が十分にあり得ることを肝に銘じ、引き続き観察を継続する。

- ① いじめに係る行為が止んで少なくとも3か月間継続していること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。